

43

大正期の歯科教育改革に影響を及ぼした 女子学生運動（第2報）

永藤 欣久

東洋学園大学 東洋学園史料室

大正末から昭和初期にかけ、免許取得に検定試験を要さない文部大臣指定を巡って歯科医学専門学校3校で学生による指定促進運動が発生し、創業経営者が除かれて指定を得た代償に女子歯科教育草創の記録は失われた。第1報は明華（後東洋）女子歯科医学専門学校における紛争の背景を社会一般と歯科教育の両面から概観し、今回は1922（大正11）年に入学した指定後初の卒業生の父が所蔵していた1926（同15）年3～7月の学生会報告5点、父兄会報告6点、学校側文書1点、新聞報道27点を時系列に沿って読み解く。

文書①3月14日付父兄会第1回報告、指定促進の決議と経過報告。以下②5月28日付父兄会第2回報告（経過報告）。③推定5月、財団法人明華女子歯科医学専門学校香山明より宛父兄経過説明。④6月7日付学生会報告、宛父兄「指定促進運動ニ就イテノ報告」。⑤月日不明、専攻科生一同より宛全校生徒「明華女子歯科医学専門学校長殿」（6月10日の決議と学校側回答）。報道は6月11日の東京日日新聞「学生と父兄の大会」が初出、16日に読売新聞「同盟休校の意気込み」。

⑥6月24日付学生会委員より宛父兄「指定促進運動に就いての報告」。学生文書で最も情報量があり、従前の経緯が詳細である。要旨、1925年に修業年限を1年延長（4年制）すれば指定を得られると説いた学校が明るる1月、さらに6ヶ月の延長を通告するに至って不安が高まった。3月に父兄会が組織され（文書①）、指定の遅延に「重大なる障碍」の存在が判明。6月2日、父兄会に香山理事長（4月校長辞職）発言「文部省指定条項に対しこれ以上犠牲を払ふ事は出来ない文部省は無理な注文ばかりする」等を報告。3日専攻科委員6名が文部省に出向き国の意向を確認、学生本部への報告を経て同夜香山宅で質した回答は「要求に従はう事は出来ぬ又これが為指定を得る事が出来なくとも致し方ない」。もはや「香山氏との妥協の必要のない事を認め一層団結を固くし」、7日父兄委員陪席で第1回学生大会を挙行。学校は8、9日に逆宣伝を行って学生を牽制、10日第2回、15日第3回学生大会で溝は拡大、23日大会決議「我々ハ全学生ノ了解ノ行ク回答ヲ得ルマデハ同盟休校ヲ断行ス」。24日朝日新聞「明華女歯の生徒遂に盟休を決す」、25日にかけて各紙が盟休発生と学校に対する文部省の態度硬化を報じた。

⑦6月27日付父兄会第3回報告。⑧同28日付学生会第2回報告、宛父兄「学校当局の不徳について」。最も重要な指定条項である財団法人の組織変更を頑なに拒む香山への不信は頂点に達した。⑨7月5日付父兄会第4回報告（同日突然の文部省による会計検査）。同日の国民新聞「明華女歯に取調べの手」、8日時事新報「文部省で調べて驚いた明華女歯／校長に退職を迫り」、9日東京日日「明華女歯校に文部省から戒告」等。

⑩7月10日付父兄会第5回報告（はがきで解決を速報）、万朝報「学生側に軍扇は上り」等4紙。⑪15日付学生本部第3回報告、宛父兄13日午後盟休解除の報告「最モ至難トサレテ居リマシタ学校ノ基礎タル財団組織ノ定款ガ文部省ノ指示通り学校側ニ於テ変更サルルコトトナリマシタ 依テ盟休ノ趣旨モ貫徹サレマシタ為一先ヅ解除スルコトニ致シマシタ 盟休モ二十日間ノ長キニ亘リマシタニモ拘ラズ一糸乱レズ秩序整然ト行ハレ」と総括。⑫23日付父兄会委員第6回報告（協議員の人選に香山がなお抵抗）。以後は新経営陣となる財団法人明華女子歯科医学専門学校後援会趣意書（8月）、『東洋女子歯科医学専門学校改革に関する真相の声明』（1927）など既存資料に繋がる。